第11号様式(第19条)

調　停　申　出　書

2026年1月16日

(申出先)
横　浜　市　長

申出人　住　所　[redacted]
氏　名　[redacted]
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
電　話　[redacted]

横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業等に係る住環境の保全等に関する条例第21条の規定により、次のとおり紛争の調停を申し出ます。

建築物・開発事業等の名称	(仮称)ガーラ・レジデンス洋光台　新築工事
敷地・開発事業等区域の地名地番	横浜市磯子区洋光台三丁目２２番６，７，８，９，１０
調停を求める相手方の住所氏名	東京都新宿区西新宿六丁目５番１号 株式会社FJネクスト 東京都中央区銀座六丁目２番１号 三信住建株式会社
調停を求める事項	上記マンション計画敷地内は、工場跡地である(住民及び建築主の認識は一致済み)。工場跡地における特定有害物質の第１次土壌汚染調査に関し、未調査箇所が令和７年９月１９日に発覚していることから、未調査箇所について再調査を行い、その結果に基づいた除染工事を適正に行うこと。
交渉経過の概要	①　令和６年３月に実施された[redacted]の協議の場において、地歴の調査に関し、協議の議題に上がっていた。 ②　令和７年１月１４日、地歴の調査結果に関し、調査会社の主任技術者を招き、説明会の開催を行ったところ、地歴の調査結果報告書の記載内容が、虚偽であることが判明し、当該計画敷地が工場跡地であることを認めた。 ③　令和７年５月１４日に、有害物質に係る第１次土壌汚染調査が実施され、その結果が令和７年５月３０日に示された。 ④　令和７年９月１９日、土壌汚染調査箇所の３２地点の内、７地点においてコンクリート基礎部分の削孔が不十分又は削孔がないことを住民が発見し、未調査箇所があることが確定(令和７年１０月１３日付け書簡で指摘)。 ⑤　令和７年１１月１日、土壌汚染調査会社のトーエイ環境株式会社の代理人弁護士から、土壌汚染調査時の作業写真が送付されたが、その写真は捏造(合成)写真であることが判明し、未調査が確定した。 ⑥　令和７年１１月１５日、上記捏造(合成)の事実をトーエイ環境及び代理人弁護士に送付し、建築主FJネクストと協議の上、再調査を行うことを要請(現在まで回答はない)。
その他参考となる事項	上記、住民と土壌汚染調査会社・トーエイ環境及び代理人弁護士とのやり取りは、「青空を渡さない会」のホームページに掲載。